

## 議案第 34 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、自己の住居等において一定期間以上勤務する職員に対し在宅勤務等手当を支給するため改正する。

### [内 容]

#### 1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

##### (1) 在宅勤務等手当の新設（第 2 条、第 10 条の 2 及び第 26 条関係）

規則で定める期間以上の期間について 1 月当たり平均 10 日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当として月額 3,000 円を支給することとする。

##### (2) パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等の報酬に係る特例（第 30 条関係）

在宅等による勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当の例による額を報酬として支給することとする。

#### 2 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

企業管理規程で定める期間以上の期間について 1 月当たり平均 10 日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた病院事業企業職員に対し、在宅勤務等手当を支給することとする。（第 2 条、第 7 条の 2 及び第 25 条関係）

### [適 用]

令和 6 年 4 月 1 日